

## 平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務委託仕様書

### I 業務の名称

平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務

### II 業務の目的

平成30年(2018年)は、明治改元が布告された明治元年(1868年)から150年目になることから、平成28年10月に内閣官房に「明治150年」関連施策推進室が設置され、「明治以降の歩みを次世代に遺し、明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ」という方針のもと、国を挙げて関連施策が推進されている。奈良県では、より多くの人に奈良県がもつ幕末・明治期の歴史文化資源を知っていただくことを目的として「明治150年記念講演会」を開催するにあたり、その運営にかかる業務(計画作成、準備、運営)および広報にかかる業務(広報資料の作成、配布)を実施する。

### III 委託期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)までとする。

### IV 業務内容

#### 1. 業務概要

平成30年度「明治150年記念講演会」の開催にかかる運営及び広報

開催日時及び場所は次のとおりとする。※変更の可能性あり

回	月日	市町村	会場	募集人数(人)
1	12月15日(土)	明日香村	奈良県立万葉文化館企画展示室	250
2	1月15日(火)	橿原市	奈良県立橿原考古学研究所講堂	250
3	2月8日(金)	橿原市	奈良県立橿原考古学研究所講堂	250

内容：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、その魅力を発信する。

講演会は、1、2回目ともに基調講演及びパネルディスカッション、3回目は講演のみとする。

#### 1回目の講演会 13:00~16:00

基調講演：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、その魅力を発信する  
講演(80分程度)

パネルディスカッション：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、未来へ伝えるための  
意見交換、提唱(90分程度)

明治期の奈良の歴史文化資源等を紹介するパネルの展示

#### 2回目の講演会 13:00~16:00

基調講演：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、その魅力を発信する  
講演(60分程度及び40分程度1回ずつ)

パネルディスカッション：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、未来へ伝えるための  
意見交換、提唱(90分程度)

明治期の奈良の歴史文化資源等を紹介するパネルの展示

### 3回目の講演会 14:00～15:30

講演：幕末・明治期の奈良県の出来事や人物とその功績を紹介し、その魅力を発信する  
講演（90分程度）

明治期の奈良の歴史文化資源等を紹介するパネルの展示

## 2. 講演会の準備・運営に関する業務

### <準備>

- (1) 会場借用（控え室を含む）に関する手続き、利用料の負担（奈良県指定の会場とする）
- (2) 全体を統括するディレクターの配置（1名）
- (3) 会場等運営計画の策定（人員配置計画、会場等設営計画、来場者誘導に関する計画等）
- (4) 参加者の募集、受付、整理簿の作成、問い合わせ対応
- (5) 参加申込者への入場券（ハガキ利用）の作成、発送
- (6) 基調講演講師（3名）、パネルディスカッション出演者（5名）、講演講師（1名）の連絡調整、出演費用の負担。（基調講演、講演講師は200,000円/人、パネルディスカッション出演者は100,000円/人を想定している）

なお、基調講演、パネルディスカッション、講演講師については1.業務概要の内容にふさわしい者を選ぶこととし、奈良県の指示に基づき、別紙講師案を元に調整すること。

- (7) 当日の進行台本の作成
- (8) 県担当者に対する事前説明会の開催
- (9) 会場等運営に必要な人員の配置
- (10) 基調講演、パネルディスカッションにおける司会者の配置（1名）
- (11) 開催記録のためのカメラマンの配置、撮影（1名）
- (12) 悪天候、事故、災害、急病人等対策の実施
- (13) イベント保険への加入（傷害保険及び賠償責任保険）
- (14) その他運営に必要となる業務

### <会場設営>

- (1) 会場レイアウト図に基づく資機材（ステージ設備、照明、音響設備、電源等）の手配、運搬、設置、機器類の操作及び撤去（会場設備の使用に関しては受託者で申請し、経費は委託費に含めること）  
基調講演、パネルディスカッションではプロジェクタを用いる場合は、必要な資機材を用意すること。  
なお、会場準備は当日午前9時～12時に、撤収は午後5時30分～8時30分に行うこと。
- (2) 会場全体の装飾看板の作成（ホール看板、玄関看板、出演者紹介名札、会場内誘導看板等）
- (3) 明治期の奈良の歴史文化資源等を紹介するパネル（5枚程度）の作成、設営を行う。会場内では上記に加えて、明治期の奈良の歴史文化資源等を紹介するパネル7枚（B2版奈良県提供）の設営も予定しているので、必要な資材（イーゼル等）を用意すること。
- (4) 開催中に発生したゴミは受託者でまとめて処分すること。
- (5) その他会場設営に必要となる業務

### <案内誘導>

- (1) 出演者（基調講演、パネルディスカッション）の控え室への誘導（奈良県も同席して行う）
- (2) 出演者に対して弁当、飲料の提供を行うこと。出演者は基調講演講師3名、パネルディスカッション出演者5名、講演講師1名、司会者3名として計上すること。なお、飲料には基調講演及びパネルディス

カッション中の壇上の飲料も含む。

### (3) 講演会の受付実施

入場券の確認、当日受付者氏名の確認、会場への誘導等

講演会の開催目的や出演者のプロフィール等を記載したプログラムの作成を行う。

当日、プログラムとともに県が指定する資料を参加者に配付する。なお、配付資料を持ち帰るための封筒等を用意する。

### (4) アンケート用紙の回収

参加者に会場でアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)アンケート記入用に参加記念品も兼ねたペン(750本程度)を作成、配布する。

## 3. 広報に関する業務

### (1) 広報用チラシ、当日用プログラムのデザイン制作・印刷

#### ア 仕様

チラシ：A4仕上げ、フルカラー 5,000部

プログラム：A4仕上げ、フルカラー 募集人数分部数(各開催日)

#### イ 校正

チラシ、プログラムのデザインについては奈良県との調整を十分に行い、校正を受けること。

### (2) 作成資材の配布

作成した資材は、チラシは2,000部を奈良県地域振興部文化資源活用課へ納入するとともに、残部を県内関係機関へ送付すること(郵送費は委託費に含めるものとする)。送付先は奈良県より別途指示する。

プログラムは講演会当日に会場へ搬入すること。

## 4. 打合せ協議

本事業における打ち合わせは、業務着手時、実施計画及び実施体制作成時に予定しているほか、必要に応じて奈良県または受託者の申し出により実施する。

## V 成果品

### ① 成果品及び提出部数

上記、IV 1～4における成果品及び提出部数は次のとおりとする。

#### ・業務実績報告書(様式自由、簡易製本) 2部

講演会での発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、各講演の概要を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。各講演の概要については、講師に内容についての掲載確認を経たうえで、各講演の3週間後までに記録写真とともに納品すること。また、事業概要はホームページにより公開する等の有効活用を図るため、事業の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。その他、来客者数、写真、アンケート結果、作成した資材等をまとめた本業務全般を通した報告書を作成する。

### ② 電子データ一式(CD-R) 2枚(原本1枚、PDF化したもの1枚)

上記報告書及び作成した資材の電子データ一式。原本は、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint のいずれかで読取りできるものとする。

## VI 留意事項

本業務を実施するにあたって、次の事項を遵守すること。

① 奈良県個人情報保護条例第十条に基づく別紙1「個人情報特記事項」の遵守

② 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別紙2「公契約条例に関する遵守事項」の遵守

- ③本業務に用いる諸基準については、直近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ④委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、請負者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- ⑤本業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。請負者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。
- ⑥請負者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- ⑦成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。
- ⑧成果品の提出場所は、奈良県地域振興部文化資源活用課とする。
- ⑨その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、奈良県地域振興部文化資源活用課の職員と協議し、その指示に従わなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙（講師案）

平成30年12月15日（土）

①基調講演：テーマ（仮題）明治維新と天誅組

講師（案） 岡本 彰夫氏（奈良県立大学客員教授（春日大社元権宮司））

②パネルディスカッション：テーマ（仮題）天誅組に学ぶ

パネリスト（案）

岡本 彰夫氏（奈良県立大学客員教授（春日大社元権宮司））

保山 耕一氏（映像作家）

〇〇 〇〇氏（ ） 調整中

〇〇 〇〇氏（ ） 調整中

※基調講演の講師は、パネルディスカッションコーディネーターを兼ねることとする。

平成31年1月15日（火）

①講演1：テーマ（仮題）明治維新とは何か（政治体制の構築）

講師（案） 筒井 清忠氏（帝京大学文学部長）

②講演2：テーマ（仮題）明治から現代に至るまでの外交について

講師（案） 五百旗頭 薫氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

③パネルディスカッション：テーマ（仮題）幕末・明治期の近代国家成立について学ぶ  
パネリスト（案）

筒井 清忠氏（帝京大学文学部長）

五百旗頭 薫氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

〇〇 〇〇氏（ ） 調整中

〇〇 〇〇氏（ ） 調整中

※講演1の講師は、パネルディスカッションコーディネーターを兼ねることとする。

平成31年2月8日（金）

講演：テーマ（仮題）明治維新とは何か（文化の受容）

講師（案） 佐野 真由子氏（京都大学大学院教育学研究科・教育学部教授） 調整中